

令和4年度

株式売却 一般競争入札説明書

【郵便型入札】

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。



入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市財務部財務管理課

電話046（822）9644

一般競争入札【郵便型】による株式売却の概要

入札参加申込

- 入札参加申込期間
令和5年2月6日（月）～令和5年2月14日（火）[閉庁日を除く]
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 受付場所
横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課（横須賀市小川町11番地）
来庁日時を必ず電話予約【☎046-822-9644（直通）】の上、必要書類を持参してください。（持参のみ受付）
※ 参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。



入札保証金の納付

入札参加申込受付後に横須賀市が発行する納入通知書により、
入札保証金を横須賀市公金取扱機関等で納付してください。



入 札【郵便型】（入札書提出は郵送のみ）

- 入札期間
令和5年2月15日（水）～令和5年2月23日（木）【必着】
上記期間中に、入札書等を郵送（必ず簡易書留）してください。
※ 入札書等は参加申込受付後に横須賀市が交付したものを用品ってください。
- 提出書類
 - ①入札書【入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの】
 - ②入札保証金提出書（兼返還請求書）【裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）したもの】
- 送付先
〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所財務部財務管理課行
※ 必ず簡易書留にて郵送してください。
※ 郵送以外による提出は受けませんのでご注意ください。



次頁へ続く



開札

- 日時
令和5年2月24日（金）午後1時15分から
- 場所
横須賀市役所3号館3階 302 会議室（横須賀市小川町 11 番地）
- 開札の立会（立会は任意です）
入札者等関係者は、各(社) 1名立会可能です。
- 落札者の決定
有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
※ 同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



契約の締結・売買代金の納付

令和5年3月7日（火）午後4時まで
契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の1割。後日売買代金に充当します。）を納付して、令和5年4月6日（木）までに残金を納付してください。



株主名簿の書換え・譲渡

売買代金が完納された後、株主名簿の名義書換え請求を横須賀市及び落札者が共同で行います。名義書換え請求に必要な費用は、落札者の負担となります。なお、株式の譲渡日は、株主名簿の名義書換えが完了した日とします。

目 次

I	入札株式	1
II	入札参加申込手続きについて	
1	入札参加資格	1
2	入札参加申込み	1
3	入札参加申込みに必要な書類等	2
4	入札必要書類の交付	2
5	入札保証金	2～3
III	入札・開札・売買契約等について	
1	入札方法	3～4
	■提出書類の作成要領	3～4
2	開札	4～5
3	入札の無効	5
4	契約の締結	5～6
5	契約保証金及び売買代金の支払方法	6
6	所有権の移転等	6
7	その他注意事項	6
○	株式売買契約書【契約時全額払用】	7～9
○	株式売買契約書【契約保証金払用】	10～12
●	株式売却一般競争入札参加申込書兼誓約書	
●	役員名簿（法人の場合に添付）	

I 入札株式

発行会社の名称	花月園観光株式会社
発行会社の所在地	横浜市中区桜木町一丁目1番地
株式の種類	普通株式
数量	55,562株
最低売却価格	10,667,904円
入札保証金額	540,000円

【注】予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

II 入札参加申込手続きについて

1 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者は参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者

【注】入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

2 入札参加申込み

この入札に参加するには、**事前に申込みが必要です**。受付期間内に受付場所に必要書類を持参してください。なお、来庁日時について、あらかじめ電話連絡を入れて予約してください。

申込み手続きを行わないと入札に参加することができません。

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

- | | |
|----------|---|
| ■ 申込受付期間 | 令和5年2月6日（月）～令和5年2月14日（火）
（閉庁日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く） |
| ■ 申込受付場所 | 横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課
（横須賀市小川町11番地）
電話046-822-9644（直通） |

【注】上記番号へ電話していただき、**必ず予約を入れてから**ご来庁ください。

3 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

この入札説明書に添付の「株式売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入・押印（登録印）のうえ、次の書類を各1通添えてお申し込みください。提出書類に不備がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】添付書類は、発行日から3か月以内のもの

① 個人による申込みの場合

- 印鑑登録証明書
- 住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは異なります。

② 法人による申込みの場合

- 印鑑証明書
- 登記事項証明書（現在事項証明書）
- 役員名簿（本説明書に添付のものを使用してください。）

(2) 代理人により入札する場合

代理人により入札（入札書提出）する場合は、委任状を併せて提出してください。委任状の様式は、財務管理課へご請求ください。

【注】横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者は、代理人になることができません。

【注】代理人資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご了承ください。（代理人が法人の場合、役員等を含みます。）

4 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類等を交付します。交付は、原則として参加申込受付日当日に行いますが、後日郵送により行う場合があります。

- ① 入札参加申込受付書（入札参加申込書の写しに本市が受付印を押印したもの）
- ② 入札書
- ③ 入札保証金提出書（兼返還請求書）
- ④ 入札保証金納付用の納入通知書
- ⑤ 入札書提出用封筒
- ⑥ 入札関係書類送付用封筒

5 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

(1) 入札保証金額

入札保証金の金額は、1 ページに記載のとおりとなります。

(2) 納付方法

入札参加申込受付後に本市が交付する納入通知書により、横須賀市公金取扱機関等で納付してください。

【注】落札者が納付した入札保証金は、全額を売買代金又は契約保証金に充当します。ただし、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。

【注】落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金提出書（兼返還請求書）に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金に利息は付きません。なお、返還には開札後4週間程度を要しますので、ご了承ください。

Ⅲ 入札・開札・売買契約等について

1 入札方法

本入札は郵便型入札であり、入札は**郵送のみ**受け付けます。

(1) 入札期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月23日（木）まで【**必着**】

【注】入札書等の必要書類を必ず簡易書留により横須賀郵便局留で郵送してください。

【本市への持参不可】

【注】期限までに入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

(2) 提出書類

① 入札書（入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの）

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

【注】裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。

【注】①②とも、書式及び封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

(3) 送付先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所財務部財務管理課行

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

提出書類の作成要領

① 入札書

入札金額及び必要事項を記入してください。

【注】入札申込者が入札を行う場合は、入札者欄に入札申込者の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名）を記入し、登録印で押印してください。

【注】代理人の方が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に記入の上、代理人欄に代理人の印を押印してください。（入札者欄に入札申込者の印を押印する必要はありません。）代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印」を使用してください。

【注】金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

入札保証金提出書（兼返還請求書）に必要事項を記入し、登録印を押印してください。

入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。

入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

裏面に、入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）をコピーしたものを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。

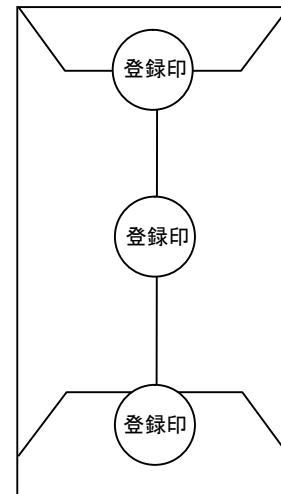
③ 入札書提出用封筒及び入札関係書類送付用封筒

入札書提出用封筒には入札書のみを入れて封かん（糊付け）し、封印をしてください。封かんがされていないものは無効です。

封印には、入札書に押印したものと同一登録印（代理人の場合は、「代理人使用印」）を使用し、封筒の継ぎ目3か所に押印してください。封印の無いものは無効です。

入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札書提出用封筒及び入札保証金提出書（兼返還請求書）を入れて、必ず簡易書留で確実に3ページの送付先まで郵送してください。（到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。）

【入札書提出用封筒・裏面】



2 開札

(1) 日時

令和5年2月24日（金）午後1時15分から

(2) 場所

横須賀市役所3号館3階302会議室（横須賀市小川町11番地）

(3) 開札の立会い等

入札関係者は、各（社）1名開札に立ち会うことができます。（立会いは任意）なお、開札会場への入場には、入札参加申込受付書（原本）が必要となりますので、

必ずご持参ください。立会の受付は、当日の午後1時5分から行います。

【注】入札関係者の立会いが全くない場合は、本市の指定した者を立ち会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が入札参加申込受付書（原本）を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立ち会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、入札者全員分の内容〔入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を公表します。また、同内容を財務管理課ホームページ上で公表します。

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者及び代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- ② 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- ③ 所定の額の入札保証金を納付していない入札
- ④ 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
- ⑤ 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ⑥ 入札保証金提出書（兼返還請求書）（裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」のコピーを貼付したもの）を提出していない入札
- ⑦ 一人で2通以上（代理の場合も含む。）の入札書を提出した入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑨ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑩ 最低売却価格を下回る金額による入札
- ⑪ 封かん、封印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑫ 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- ⑬ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

4 契約の締結

落札者は、令和5年3月7日（火）午後4時までには別紙様式の株式売買契約書（案）により契約を締結しなければなりません。

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、本市に帰属します。

【注】落札者においていかなる理由があっても、この期限の延長等はありません。

5 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。いずれの方法によるかは、落札決定後速やかにお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法〔契約時全額払〕

【注】入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額をご用意ください。なお、入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(2) 売買契約締結と同時に売買代金（落札額）の100分の10に相当する金額の契約保証金（円未満切り上げ）を納付し、売買代金と契約保証金との差額を令和5年4月6日（木）までに納付する方法〔契約保証金払〕

【注】入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約日には契約保証金との差額をご用意ください。

【注】納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は、本市に帰属することになります。

【注】入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

【注】売買代金の分割納付はできません。

6 所有権の移転等

売買代金が完納された後、株主名簿の名義書換え請求を、横須賀市及び落札者が共同で行います。株式の譲渡日は、株主名簿の名義書換えが完了した日とします。

なお、売買契約書（本市保管のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

【注】落札者は、落札株式の名義書換え前に、当該株式を第三者に譲渡することはできません。

7 その他注意事項

(1) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

(2) 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。

(3) 本入札は、予告なく中止又は内容変更をすることがあります。

株式売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の株式（以下「売買株式」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

発行会社の名称	花月園観光株式会社
発行会社の所在地	横浜市中区桜木町一丁目1番地
株式の種類	普通株式
数量	55,562株

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金（落札額）円とし、乙は、本契約と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金540,000円は、入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金には、その受入期間について利息を付さない。

（株主名簿の書換え）

第4条 乙は、売買代金を完納した後、速やかに株主名簿を甲から乙に書き換えるよう、甲と共同で花月園観光株式会社に請求するものとする。

（譲渡日）

第5条 本件の譲渡日は、前条の株主名簿の書換えが行われた日とする。

（権利の移転）

第6条 本件株式及び株主としての全ての権利は、前条に規定する譲渡日に、甲から乙へ移転する。

（甲の解除権）

第7条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者であったとき。
- (3) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
- (4) 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第

7条の2第1項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。）が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第8条 乙は、甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき、この契約を解除することができるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（返還金等）

第9条 この契約が解除されたときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

（損害賠償）

第10条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第11条 甲は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（公租公課）

第12条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

（契約の費用）

第13条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（補足）

第14条 本契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第15条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明 印

乙 〈落札者 住所氏名〉 印

株式売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の株式（以下「売買株式」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

発行会社の名称	花月園観光株式会社
発行会社の所在地	横浜市中区桜木町一丁目1番地
株式の種類	普通株式
数量	55,562株

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（落札額の10/100）円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金のうち、金540,000円は、入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。
- 3 第1項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（落札額－契約保証金額）円を、甲の発行する納入通知書により令和5年4月6日までに納付しなければならない。

（株主名簿の書換え）

第6条 乙は、売買代金を完納した後、速やかに株主名簿を甲から乙に書き換えるよう、甲と共同で花月園観光株式会社に請求するものとする。

（譲渡日）

第7条 本件の譲渡日は、前条の株主名簿の書換えが行われた日とする。

（権利の移転）

第8条 本件株式及び株主としての全ての権利は、前条に規定する譲渡日に、甲から乙へ移転する。

（甲の解除権）

第9条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者であったとき。
 - (3) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (4) 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
- 3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第10条 乙は、甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき、この契約を解除することができるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（返還金等）

第11条 この契約が解除されたときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

（損害賠償）

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第13条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（公租公課）

第14条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

（契約の費用）

第15条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負

担とする。

(補足)

第 16 条 本契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明 印

乙 〈落札者 住所氏名〉 印

株式売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

令和5年2月24日開札の株式売却一般競争入札に参加したく、入札説明書の内容を了承のうえ申し込めます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓約書

私（入札申込者及び代理人）は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）並びに横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者ではありません。

また、私（入札申込者及び代理人）が横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないことを横須賀市が神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

入 札 申 込 者	住 所 (所 在 地)	(〒 -)
	電 話 番 号	— —
	フリガナ	
	氏 名 (名 称 等)	登録印

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。

代 理 人	住 所 (所 在 地)	(〒 -)
	電 話 番 号	— —
	フリガナ	
	氏 名 (名 称 等)	印

受 付 印


※ 代理人が入札する場合は、委任状も添付してください。

役員名簿

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないことを本名簿に記載された情報を基に、横須賀市が神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。また、代表者以外に記載した者についても、その個人情報を神奈川県警察本部へ提供し照会することについて、本人の同意を得ております。

所在地	
名称等 及び 代表者名	

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーして使用してください。

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046 (822) 9644 (直通)

046-822-4000 内線 1743